

農地法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（公益性が高いと認められる事業）</p> <p>第三十七条 令第十条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号、第十二号及び第十三号に該当するものに関する事業にあつては、令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第七條第一項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六條第一項に規定する協議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七條第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調つたものに限る。）に従つて行われる同法第三條第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備</p>	<p>（公益性が高いと認められる事業）</p> <p>第三十七条 令第十条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号に該当するものに関する事業にあつては、令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（新設）</p>